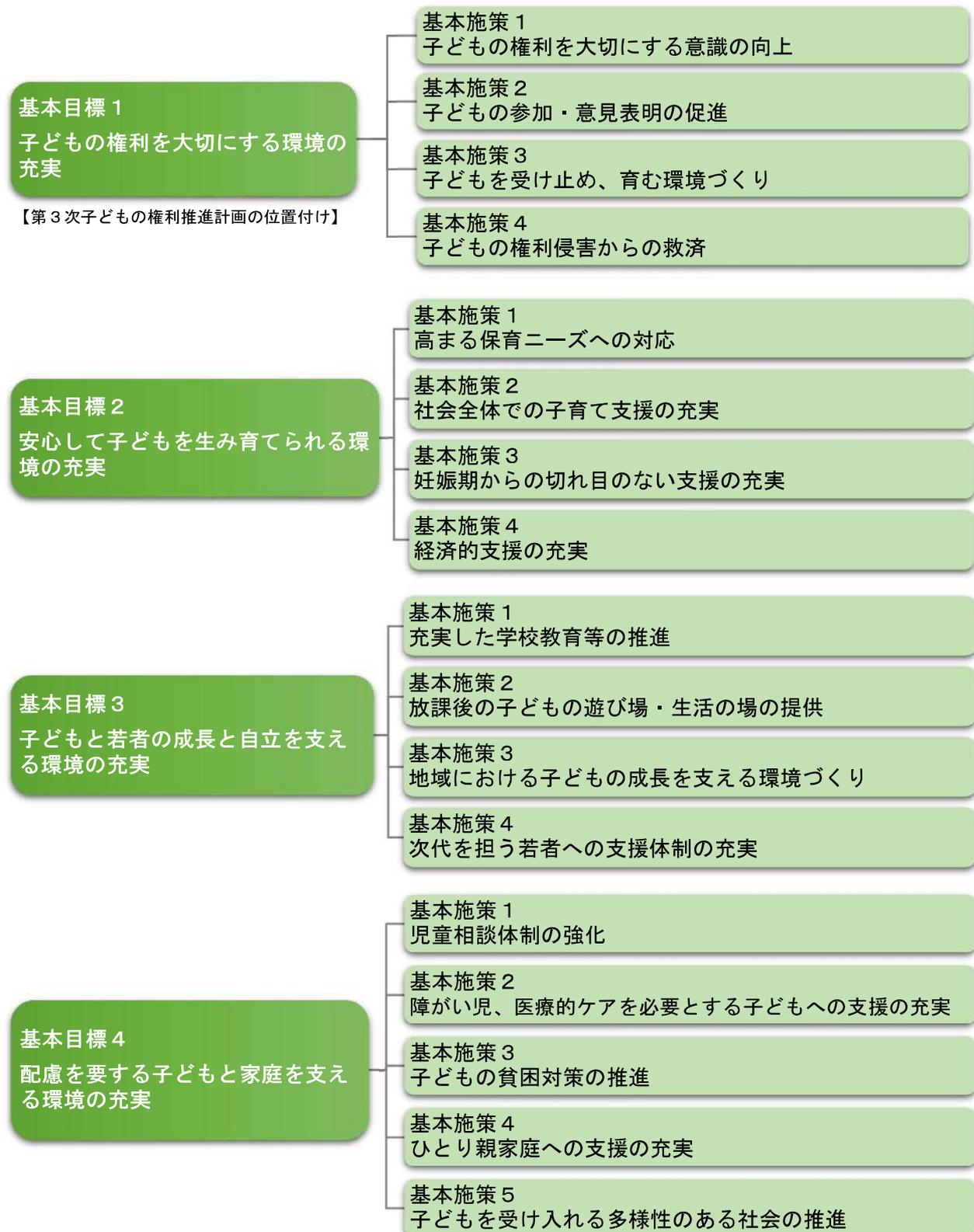


第4章 具体的な施策の展開

1 計画体系

4つの基本目標に基づき、本計画の取組を進める上で必要となる計画体系を定め、この基本施策ごとに、目標達成に向けた施策の方向性や、具体的に取り組む主な事業等を掲載します。



2 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

<現状と課題>

札幌市では権利条例に基づき、子ども一人一人が安心して健やかに成長していく「子どもにやさしいまちづくり」を推進するため、子どもの権利の普及・啓発や、子どもの参加・意見表明の促進、子どもを受け止め育む環境づくり、子どもの権利侵害からの救済の取組を進めています。

子どもの権利について

子どもの権利は、子ども一人一人が生まれながらに持ち、自分らしく豊かに成長していくために欠かせない基本的な権利(基本的人権)です。その保障のために、子どもも大人と同じ一人の人間として尊重され、年齢などに応じた適切な配慮や支援が提供されることが求められます。

札幌市では、子どもの権利に関する条約や日本国憲法の理念に基づき、平成20年(2008年)に「子どもの最善の利益を実現するための権利条例(子どもの権利条例)」を制定し、様々な子ども・子育て施策をもつ地方自治体として、市民とともに子どもの権利を大切に、保障を進めることを宣言しています。

<4つの権利> ※権利条例では子どもの権利を大きく4つに分けて説明しています。

- ・安心して生きる権利 …愛情を持って生まれ、いじめや虐待から守られること
- ・自分らしく生きる権利 …個性を尊重され、自由に思いや考えを表現すること
- ・豊かに育つ権利 …学び、遊び、休息し、様々な経験をして豊かに育つこと
- ・参加する権利 …自分に関わることに参加し、意見を表明すること

子どもの権利保障を進めるためには、子ども自身が「安心して生きる権利」や「参加する権利」を理解して、お互いの権利を尊重し実践することはもとより、子どもを育て、子どもとともに社会をつくる大人もまた、子どもの視点に立って考え、子どものために配慮し行動することが欠かせません。

その子どもたちの安心感や自分らしさなど子どもの権利に関わる状況について、子どもたち自身の受け止めを示す全体的な指標として設定している「子どもの自己肯定感」は、「自分のことが好き」など子どもの主観的な自己評価に基づくものですが、子ども自身の中で様々な意欲や達成経験、周囲への信頼感などとのつながりが見られ、これら相互の関連性を踏まえた全体的な向上を目指していくことが大切です。

また、大人の子どもへの関わり方として、子どもの主体性を尊重しながら、必要な声かけや手助けをする保護者の姿勢が多く見受けられる一方、多くの大人は、子どもに対して、不安や悩みを抱えこみやすく、周囲との関わりが希薄化した「見えにくい子ども」というイメージもっています。家庭や学校、地域等における子どもと大人の様々な関わりを、子どもの健やかな成長のために必要な学びや経験、参加・意見表明、悩みや不安への気づき・支えの機会として、あらためて考えていくことが重要です。

子どもの権利保障の現状について、実態・意識調査では、子どもが「いじめや虐待から守られること」「障がい、国籍、性別等による差別を受けないこと」「個性や違いを認められ、一人

の人間として尊重されること」の3つが「大切にされていない権利」として多く挙げられており、いじめ、虐待、差別などの「人権侵害からの救済」と「お互いの違いを認め、一人一人の権利を尊重する意識の向上」の両面を一体的に進めていくことが求められているといえます。

その上で誰もが、障がいや国籍、性別をはじめ、個々の多様性を認識した上でお互いを尊重するとともに、一人一人の成長や自立のために、適切な配慮や支援を行っていくという、子どもの権利にとどまらない基本的な人権理解の視点をもって、取組を進めることが重要と考えます。

また、この計画の検討に当たり、子どもたちに考えてもらった「子どもにやさしいまち」は、「個性を伸ばせる・チャレンジできるまち」「子どもの意見が尊重されるまち」「大人と子どもが交流できるまち」「安心して相談できるまち」としてまとめられました。これらの意見は、子どもが様々なことに参加し、安心して自分らしく、豊かに育つ権利として、権利条例が掲げる4つの権利とも深く関わるものであり、子どもの参加の促進や権利侵害からの救済など子どもの権利に関する様々な取組も、子ども一人一人の実感につながるように進めていくことが重要です。(p. 44)

権利条例の施行から10年を経過し、今後のより一層の子どもの権利保障のためには、上記の観点や現状を踏まえ、それぞれの取組を着実に進めていく必要があります。

子どもの権利推進のイメージ

<前提>

子ども・大人双方の理解・推進

<推進の観点>

権利が大切にされること／何かあれば救済されることの両面を一体的に推進

<施策>

子どもの安心から主体的な参加まで成長を支える取組を展開

子ども

- ・子ども自身の権利の理解
- ・お互いの尊重・支え合い
- ・安心、参加、成長

子どもの権利保障の推進 (自己肯定感の向上など)

大人

(家庭、子ども施設
地域、市役所等)

- ・子どもの視点
- ・子どもの主体性の尊重
- ・見守り・必要な支援

○子ども一人一人の権利の尊重

…普及・啓発

子ども：一人一人の権利の理解・尊重
大人：子どもの権利の理解、子どもの主体性の尊重

○子どもの参加

…参加・意見表明の促進

子ども：多様な体験、参加・意見表明
大人：参加機会の創出、子どもの考えや意見の尊重

○子どもの安心

…受け止め育む環境づくり

子ども：子ども同士の相互理解・支え合い
大人：見守り・声かけ、居場所、相談・支援

○子どもの権利侵害からの救済

…権利侵害からの救済

子ども：SOS、子ども相互の理解・尊重
大人：相談対応、いじめ・虐待対応等の救済活動

(各施策についての現状と課題)

○子どもの権利の普及・啓発

子どもの権利の認知度は上昇傾向にあり、特に学齢期の子どもや保護者の認知度が比較的高い一方、乳幼児の保護者の認知度は低く、対象者の年齢や状況に応じた取組の工夫が求められています。毎年、新たに保護者になる方々も多くいる中で、子ども自身の理解向上とともに、着実な普及・啓発の取組を継続していくことが必要です。

○子どもの参加・意見表明の促進

子どもの様々な体験機会として、自然・文化・スポーツ体験以外に、地域における子どもと大人の関わりの機会が求められているほか、子どもの意見表明の機会が、特に地域や札幌市政に関して少ない傾向が見られ、子どもの主体的な参加を促進していく必要があります。

○子どもを受け止め育む環境づくり（子どもの安心）

友達関係で不安や悩みを抱えやすい子どもが多く見られる一方、相談相手としても、友達の存在は大きく、子ども同士の理解や支え合いは、子どもの権利保障に深く関わっています。

また、家庭や学校以外においても、子どもの安心や様々な参加・経験、さらには子どもが抱える困難への大人の気づき・支援の場として、地域のつながりが求められています。

○子どもの権利侵害からの救済

子どもアシストセンターでは、子どものための相談窓口として、スマートフォン等の普及を受けた相談方法の見直しや効果的な広報の検討とともに、引き続き権利救済活動の充実を進めることが必要です。

児童虐待の認定件数が増加傾向にある中、いじめ防止等と併せて、重大な権利侵害への対応は喫緊の課題であり、早期発見・対応に向けた体制強化とともに、広く人権尊重の意識の向上を図ることが重要です。

基本施策1 子どもの権利を大切にす意識の向上

<施策の方向性>

子ども一人一人の権利が尊重される子どもにやさしいまちを実現するためには、子ども自身が子どもの権利について理解し実践するとともに、家庭や学校、地域など様々な場で子どもに関わるすべての大人が子どもの権利を尊重し、子どものために考え行動することが必要です。

その普及のためには、子どもの年齢や子どもとの関わりに応じた広報等を、様々な働きかけを交え、地域や学校などとも連携しながら重層的・継続的に進めていくことが求められます。

そのため、学齢期の子どもや保護者に対しては、学校の教育活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、広く市民の協力を得ながら、地域、子どもに関わる団体・施設等とも連携して広報活動を進めます。

特に、乳幼児の保護者に対しては、妊娠期からの様々な機会を捉え、幼稚園・保育所等との連携も図りながら、子育てのヒントや気づきにつながる効果的な啓発活動を進めていきます。

さらに、直接的な広報や啓発活動にとどまらず、子どもの参加や権利侵害からの救済活動など子どもの権利に関わる様々な取組の機会を、子どもの権利の大切さをあらためて考える実践的な理解の場としながら、普及・啓発を図っていきます。

<主な事業・取組>

■子どもの権利の普及・啓発

子どもの権利の普及に向け、「さっぽろ子どもの権利の日³⁶(11月20日)」事業のほか、広く市民や子どもに関わる施設職員、地域で子どもに関わる大人などを対象に、様々な工夫や働きかけを交えた効果的な広報等を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろ子どもの権利の日」事業	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を中心とした期間に、他の子ども・子育て関連事業とも連携しながら、子どもの権利の理解向上や子どもの参加促進など、子どもの権利の普及に資する事業を実施します。	子) 子ども育成部
市民と連携した普及啓発(子どもの権利啓発サポーター)	出前講座等により子どもの権利について学んだ市民に、家庭や地域で広報・普及の担い手(子どもの権利啓発サポーター)になってもらうなど、市民と連携した子どもの権利の普及啓発を進めます。	子) 子ども育成部
施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発	幼稚園・保育所や児童会館など子どもに関わる施設職員等を対象として、子どもの権利の考え方について具体例を交えた解説資料等に基づき、子どもに関わる大人への普及啓発を進めます。	子) 子ども育成部
地域における子どもの参加の促進 (基本目標1-施策2、基本目標1-施策3にも掲載)	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子) 子ども育成部
他都市との連携・交流	子ども交流事業などにより、権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進め、取組事例の共有等を通して、札幌市の取組を発信するとともに、より効果的な取組の検討・実施につなげていきます。	子) 子ども育成部

■子どもの権利の理解促進(保護者)

乳幼児の保護者の子どもの権利への理解向上のため、妊娠期からの様々な機会を捉え、幼稚園・保育所との連携も図りながら普及・啓発を強化するとともに、学校の教育活動を通じて、学齢期の子どもへの保護者への普及・啓発を進めます。

³⁶ 【さっぽろ子どもの権利の日】権利条例では、子どもの権利について市民の関心を高めるため、11月20日(国連で子どもの権利条約が採択された日)を「さっぽろ子どもの権利の日」としている。

事業・取組名	事業内容	担当部
乳幼児保護者等への普及啓発	新たに保護者になる方々を始めとして、妊娠期から乳幼児期の健診や子育てサロン ³⁷ など様々な機会を捉えた働きかけを行い、幼稚園・保育所との連携も図りながら広く子どもの権利への理解が進むよう普及啓発を行います。	子) 子ども育成部
学齢期の子どもへの保護者への普及啓発	学校等を通じた保護者向けパンフレットの配布や家庭教育学級での出前講座の実施等により、学齢期の子どもへの保護者への普及啓発を進めます。	子) 子ども育成部

■子どもの権利の理解促進（子ども）

子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向けの広報紙の発行や出前講座等を実施するほか、他の人権課題に関わる意識啓発の取組と併せて、広く人権尊重の意識の向上を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け広報等の充実	子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向け広報紙「子ども通信」等において子どもの権利に関する取組事例を発信するとともに、子どもに関わる様々な施策や事業においても、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を進めます。	子) 子ども育成部
子ども向け出前講座等の実施	子ども同士の意見交換や人形劇を交えた講座など、子どもの参加や子どもにわかりやすい工夫を取り入れた子ども向けの出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利や救済に関して、子どもの具体的・実践的な理解の向上を図ります。	子) 子ども育成部
子ども向け男女共同参画意識啓発事業 (基本目標4-施策5にも掲載)	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布します。	市) 男女共同参画室

■子どもの権利を生かした学校教育の推進

授業を始めとした学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学ぶとともに、子ども同士が支え合う活動に取り組むほか、人権に関わる学習活動の実践研究等を通して、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。

事業・取組名	事業内容	担当部
小・中学生向けパンフレットの活用	子どもの権利の理解と実践のため、子ども同士の支え合い(ピア・サポート ³⁸)や意見交換などの内容で、学校の授業等でも活用できるパンフレットを小中学生に配布し、子ども自身の学びを推進します。	子) 子ども育成部

³⁷ 【子育てサロン】子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。地域子育て支援拠点（常設の子育てサロン）では、子育てに関する相談や援助、情報提供などを実施している。

³⁸ 【ピア・サポート】ピアとは「仲間」、サポートとは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。

民族・人権教育の推進 (基本目標 1-施策 4、基本目標 3-施策 1、基本目標 4-施策 5 にも掲載)	民族や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 (基本目標 1-施策 2 にも掲載)	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	教) 学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の充実 (基本目標 4-施策 5 にも掲載)	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	教) 学校教育部
福祉読本の発行	心のバリアフリー(障がいのある人などへの偏見をなくし、思いやりを持って手助けしようとする考え方や行動)を学ぶための福祉読本を発行し、理解促進を図ります。	保) 障がい保健福祉部

基本施策 2 子ども参加・意見表明の促進

<施策の方向性>

子どもたちが大人とともにまちづくりに参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にやさしいまちとなります。家庭や子ども関連施設、地域、市政をはじめ、子どもに関わることについては、子どもが考えや意見を表明する機会がつけられ、適切な配慮をもって尊重されることが大切です。

こうした子どもの参加の促進のため、市政やまちづくりに関して、子ども同士の意見交換や発表の機会も交えながら、子どもが意見を提案する取組を展開するほか、学校の教育活動や子どもに関わる施設でも子どもの主体的な参加の取組を進めます。

さらに、子どもの参加が広く身近な取組となるよう、地域の子どもの参加する行事など様々な機会を捉えて、子どもによる提案や企画・運営の取組を働きかけるとともに、保護者をはじめ、子どもに関わる大人に対して子どもの参加の大切さを呼びかけ、理解の促進を図ります。

また、子どもの健やかな成長のためには、子どもが様々なことに意欲をもって主体的に参加し、多様な経験や人との関わりを通して自立性や社会性を身につけていくことも大切です。

自然や芸術・文化、スポーツ体験だけでなく、周囲の大人と子どもの関わりもまた、子どもの学びや経験、参加・意見表明、悩みや不安への気づき・支えの機会として、子どもの豊かな育ちに寄与すると考えられ、家庭や学校のみならず、地域とのつながりなど多様な人との関わりを促進します。

<主な事業・取組>

■市政やまちづくりへの子どもの参加の促進

子どもが市政やまちづくりについて考え、意見を表明する子どもの参加・意見表明の機会を様々なかたちで促進するとともに、子ども自身による情報発信を含む広報により、子どもの参加意識の向上や子どもの参加の取組の普及を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども議会	子ども議員となった子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会としていきます。	子) 子ども育成部
子どもからの提案・意見募集ハガキ	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、子どもの参加・意見表明の機会を促進するとともに、その結果を札幌市の考え方と併せて広報することにより、子どもたちの参加意識の向上を図ります。	子) 子ども育成部
子どもの交流・参加の促進	権利条例制定自治体など他都市の子どもたちと交流しながら、地域のまちづくりに関して体験・意見交換・発表などを行う子ども交流事業を実施し、参加した子どもたちの学びや成長の機会とするとともに、実施内容の広報により広く地域等での子どもの参加や意見表明を促進します。	子) 子ども育成部
子どもからの情報発信(子どもレポーター)	行事等に参加した子ども自らが取材・編集した記事を、子ども向け広報紙「子ども通信」等に掲載して配布するなど、子どもからの情報発信の取組を進めます。	子) 子ども育成部
次世代の活動の担い手育成事業	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づくきっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	市) 市民自治推進室
SDGs をテーマとした次世代に向けた人材育成事業	高校生などの次世代を担う若者を中心に、SDGs の視点を踏まえた持続可能な都市のあり方について考え、学び、体験するワークショップを開催し、先導的役割を担う人材を育てます。	環) 環境都市推進部
市政やまちづくりへの子どもの意見表明・参加の促進	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加の要素を取り入れ、市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明の機会を促進します。	子) 子ども育成部

■子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進

子どもが関わる施設等での子どもの主体的な参加の取組として、児童会館やミニ児童会館の子ども運営委員会や学校の児童会・生徒会の活動を進めるとともに、取組事例の広報等を通して広く子どもの参加を促進します。

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館子ども運営委員会の拡充（わたしたちの児童会館づくり事業）	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館の運営等に主体的・積極的に参加する子ども運営委員会などの仕組みづくりを全館で行い、参加・意見表明の促進とともに、地域への愛着やまちづくりへの関心を育みます。	子) 子ども育成部
子ども関連施設における子どもの参加の促進	子ども関連施設において、子ども運営委員会などの子どもの主体的な参加や活動、地域の大人と子どもの交流が広がるよう働きかけるとともに、こうした取組事例の広報等を通して子どもの参加を促進します。	子) 子ども育成部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 (基本目標1-施策1にも掲載)	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動（ピア・サポート）に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	教) 学校教育部

■地域における子どもの参加の促進

地域の子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、広く情報共有と活用の働きかけを行うことにより、子どもの参加のほか地域の大人と子どもの様々な関わりを促進するとともに、地域のまちづくり活動や子ども会など少年団体の活動を支援し、子どもの様々な体験活動の機会をつくり出します。

事業・取組名	事業内容	担当部
地域における子どもの参加の促進 (基本目標1-施策1、基本目標1-施策3にも掲載)	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子) 子ども育成部

未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくり」を進めるため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。また、子どもたちにまちづくりの楽しさや必要性について理解を深めてもらうため、「子どもまちづくり手引書」を作成し、希望する小学校へ配布します。	市) 市民自治推進室
少年団体活動促進事業	子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図り、様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成します。	子) 子ども育成部
子どもの体験活動の場支援事業 (基本目標3-施策3にも掲載)	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Co ミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	子) 子ども育成部
プレーパーク推進事業 (基本目標3-施策3にも掲載)	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等において開催・運営する「プレーパーク」を推進します。	子) 子ども育成部

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

<施策の方向性>

子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、年齢とともに変化する生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる環境づくりが不可欠です。子どもの安心には、自分が大切にされているという受容感や困ったら相談できるという信頼感などとともに、周囲の大人や子どもとの関係性、居場所、相談先、必要な支援の提供など様々な要素が関係しています。

これらの要素を踏まえた取組を進める中でも、子どもの生活において友達の存在が大きいことから、相互理解やいじめ防止の観点も交えて、身近な子ども同士がお互いを理解・尊重し、支え合うための働きかけを行っていきます。

また、スマートフォン等の普及を受けたコミュニケーション手段の変化やインターネットの安全利用について、子どもや保護者等の理解向上を図る観点も踏まえて取組を進めます。

そのほか、子どもの安心や成長につながる場として、家庭や学校以外に、児童会館や地域における子どもの居場所づくりを進めるとともに、子どもの見守りや困難を抱える子どもへの気づき・支援の機会ともなるよう、町内会や青少年育成委員³⁹会、民生委員児童委員⁴⁰協議会と連携を図りながら、地域における子どもと大人の関わりを促進します。

また、具体的な子ども・子育てに関わる不安や悩みへの対応として、妊娠期から学齢期、若者期を通じて子ども自身や保護者からの様々な相談に応じるとともに、いじめや不登校などの解決に向けた支援、子どもの貧困対策など、子ども・子育ての安心のために必要な取組を進めていきます。

³⁹ 【青少年育成委員】地域において子どもたちの健全な育成に関する実践活動を推進するために、市内90地区に組織された青少年育成委員会において、スポーツ・文化事業や子どもにとって有害な環境を排除するための事業などを実施する者。区長の内申により、市長が選任する。

⁴⁰ 【民生委員・児童委員】民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努める民間の奉仕者。市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は児童委員を兼ねており、地域で子どもが元気で安心して暮らせるように、子どもを見守り、妊産婦の子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

＜主な事業・取組＞

■子どもの安心と学びのための環境づくり

子どもが安心して暮らし、学ぶことのできる環境づくりを進めるため、学校における教育相談体制の充実、いじめや不登校などの解決に向けた支援のほか、多様な学びを支える環境の充実、若者の社会的自立の支援など子どもの年齢や状況に応じた様々な取組を行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利救済に関する普及啓発（子どもアシストセンター）	各種広報や出前講座を通して、相談窓口の周知とともに、子ども同士の相互理解や子どもの不安への保護者等の気づき・声かけの意識向上を図り、子どもが安心して暮らせる環境づくりを進めます。	子) 子どもの権利救済事務局
学校における教育相談体制の充実 (基本目標 1-施策 4 にも掲載)	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	教) 学校教育部
スクールカウンセラー ⁴¹ 活用事業	子どもや保護者がカウンセリングを受けることで、友人関係の悩みや登校への不安を和らげることができるよう、専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーの一層の効果的な活用を進めます。	教) 学校教育部
教育支援センター ⁴² ・相談指導教室における支援の充実 (基本目標 3-施策 4 にも掲載)	不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。	教) 学校教育部
相談支援パートナー ⁴³ 事業 (基本目標 3-施策 4 にも掲載)	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応の取組を推進します。	教) 学校教育部
いじめ対策・自殺予防事業	アンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修の充実により、いじめや自殺関連行動等の未然防止や早期発見などにつなげます。	教) 学校教育部
子どもの学びの環境づくり補助事業 (基本目標 3-施策 4 にも掲載)	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール ⁴⁴ など民間施設に対する支援を実施します。	子) 子ども育成部
札幌まなびのサポート事業	就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	保) 総務部

⁴¹ 【スクールカウンセラー】子どもの不安や悩みの相談に当たるとともに、保護者・教員などに対し、子どもとの関わりについての助言・支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

⁴² 【教育支援センター】不登校の小・中学生を対象に、学校以外の場において、学校への復帰及び将来的な社会的自立に向けた支援をするため設置されたもの。札幌市では、教育支援センター宮の沢、教育支援センター白石を設置。

⁴³ 【相談支援パートナー】不登校やその心配のある子どもに対し、教職員と協力しながら、登校に向けた支援や別室での学習支援などを行うボランティア。

⁴⁴ 【フリースクール】不登校の子どもたちの受け皿として、学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

(仮称) 学びの支援総合センター事業	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に特別な支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を整備し、対象となる児童生徒への支援の充実を図ります。	教) 学校教育部
公立夜間中学設置検討事業	様々な事情により、学校に行かないまま中学を卒業した方や小・中学校での就学機会が得られなかった方などに対し、「学び直しの場」を提供するため、公立夜間中学の開設を目指します。	教) 学校教育部
若者の社会的自立促進事業 (基本目標 3-施策 4 にも掲載)	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	子) 子ども育成部
若者支援施設 ⁴⁵ の設置・運営 (基本目標 3-施策 4 にも掲載)	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5ヶ所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子) 子ども育成部
中学校卒業生等進路支援事業 (基本目標 3-施策 4 にも掲載)	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへとつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	子) 子ども育成部

■子どもが安心して暮らせる地域づくり

地域の子どもの居場所づくりや青少年健全育成の取組を進めるとともに、町内会や青少年育成委員会、民生委員児童委員協議会とも連携を図りながら、地域で子どもを見守るなかで、困難を抱える子どもに気づき支援につないでいく環境づくりを進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの居場所づくり支援事業 (基本目標 3-施策 3、基本目標 4-施策 3 にも掲載)	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂 ⁴⁶ 」などの活動について、運営経費を補助します。	子) 子ども育成部
児童会館の地域交流の推進 (基本目標 3-施策 3 にも掲載)	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	子) 子ども育成部
地域における子どもの参加の促進 (基本目標 1-施策 1、基本目標 1-施策 2 にも掲載)	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子) 子ども育成部

⁴⁵ 【若者支援施設】若者の社会的自立を総合的に支援することにより、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に設置している施設(若者支援総合センター、若者活動センター)。

⁴⁶ 【子ども食堂】地域で子どもたちに対し、無料又は低額で温かい食事や安心して過ごせる場を提供する取組。学習支援や多世代交流の場、地域で子どもを見守る場としても展開されている。

少年健全育成推進事業 (青少年育成委員会) (基本目標 3-施策 3 にも掲載)	地域における青少年育成を推進する担い手として、 連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織 (90 地区・1,800 人)し、文化体験・スポーツ大会な ど青少年に関わる健全育成事業や地域における安 全・安心な環境づくり事業を推進します。	子) 子ども育成部
少年育成指導員による 指導・相談 (基本目標 3-施策 3 にも掲載)	子どもの問題行動に早期に対応するため、繁華街や 駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な 指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みご と等の相談アドバイスに努めます。	子) 子ども育成部
犯罪のない安全で安心 なまちづくり推進事業 (基本目標 3-施策 3 にも掲載)	地域の家庭が登録し、子どもが事件に巻き込まれそ うになったときなどに避難場所として駆け込み、助 けを求める「子ども 110 番の家 ⁴⁷ 」等を行う団体に対 して支援を行うことで、犯罪被害を最小限に止める 体制づくりの充実を図ります。	市) 地域振興部

■安心して子育てできる環境づくり(困難への気づき・相談支援)

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、特に乳幼児の保護者など、妊娠期から子
どもの年齢や生活の状況に応じた相談・支援体制を強化し、子どもの貧困対策の観点も踏まえ、困
難を抱えた子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どものくらし支援コ ーディネート事業 (基本目標 4-施策 3 にも掲載)	地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早 期に把握して、寄り添い型の支援を行いながら必要 な支援につなげる子どもコーディネーターを配置 し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子ども に関わる様々な関係者との連携体制を構築します。	子) 子ども育成部
スクールソーシャルワ ーカー活用事業 (基本目標 3-施策 1 にも掲載)	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻 く環境(家庭、学校等)に働きかけたり、関係機関と 連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行 為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	教) 学校教育部
妊婦支援相談事業 (基本目標 1-施策 4、基本目標 2-施策 3 にも掲載)	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健 師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、 家庭訪問等により継続的に支援します。	保) 保健所
初妊婦訪問事業 (基本目標 1-施策 4、基本目標 2-施策 3 にも掲載)	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩 みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供 を行います。	保) 保健所
産後ケア事業 (基本目標 2-施策 3 にも掲載)	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不 調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所におい て心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導 等を行います。	保) 保健所

⁴⁷ 【子ども 110 番の家】子どもが登下校時などに、「不審者からの声かけ、痴漢、つきまとい行為」等の被害を受けて身の危険を感じたとき
に、避難場所として駆け込み、一時的に保護して警察に 110 番通報したり、学校、家庭へ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもの安全
を守っていくボランティア活動。

乳幼児健康診査 (基本目標 2-施策 3 にも掲載)	4 か月児、10 か月児(再来)、1 歳 6 か月児、3 歳児、5 歳児に対する健康診査を各区保健センターで実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	保) 保健所
各区子育て世代包括支援センター機能の強化 (基本目標 2-施策 2、基本目標 2-施策 3、基本目標 4-施策 1 にも掲載)	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	保) 保健所

基本施策 4 子どもの権利侵害からの救済

<施策の方向性>

子ども一人一人の権利が大切にされることと権利が侵害されたときに救済されることは、子どもの権利保障のために表裏一体の関係にあるといえます。お互いの権利を尊重する意識の向上を進め、いじめや虐待などの権利侵害を予防するとともに、権利侵害に苦しむ子どもに対しては迅速な救済が図られなければなりません。

具体的な救済のために、子どもの権利救済機関である子どもアシストセンターでは、子どものための相談窓口として、スマートフォンの普及等を受けた相談方法の見直しを含め、気軽に相談しやすい体制づくりを進め、子ども一人一人に寄り添った活動を行います。

児童虐待の認定件数が増加傾向にある中、虐待の防止や早期発見・早期対応に向けて新たな児童相談体制強化プランを取りまとめ、計画的に体制を強化します。

また、権利侵害の防止に向け、学校や地域、関係機関との連携のもと、子ども・子育ての状況に応じた相談・支援を通して子どもや保護者等の様々な不安や負担を軽減するとともに、障がいや国籍、性別を始めとする個々の多様性への理解や人権尊重の観点を踏まえた普及・啓発等を進めます。

<主な事業・取組>

■子どもの権利侵害に関する相談・救済

子どもの権利侵害からの救済に向け、子どものための相談窓口として子どもアシストセンターの広報の強化や相談方法の見直しを進め、学校等における教育相談などと併せて、子どもに寄り添った救済活動を迅速かつ適切に行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター)	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。	子) 子どもの権利救済事務局

子どもアシストセンター「LINE」相談事業	より多くの子どもの声をくみ取ることができるように、子どもアシストセンターの新たな相談方法として無料通信アプリ「LINE」を導入します。	子) 子どもの権利救済事務局
学校における教育相談体制の充実 (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	教) 学校教育部

■ 児童虐待への対応

児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応のため、子ども安心ホットライン⁴⁸の運営や関係機関との連携の強化など児童相談体制の強化に取り組みます。

事業・取組名	事業内容	担当部
各区子ども家庭総合支援拠点の設置 (基本目標 2-施策 2、基本目標 4-施策 1 にも掲載)	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	子) 児童相談所
子ども安心ネットワーク強化事業 (基本目標 4-施策 1 にも掲載)	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センター ⁴⁹ の連携により相談体制を強化します。	子) 児童相談所
児童相談体制強化事業 (基本目標 4-施策 1 にも掲載)	児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組みます。	子) 児童相談所
(仮称) 第二児童相談所整備事業 (基本目標 4-施策 1 にも掲載)	増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。	子) 児童相談所

■ 権利侵害を起こさない環境づくり

権利侵害を起こさない環境づくりのため、オレンジリボン地域協力員⁵⁰登録の推進など児童虐待防止の取組のほか、子どもに対する心理的虐待につながるドメスティック・バイオレンス(DV)や体罰の防止の取組を進めるとともに、障がいや国籍、性別を始めとする個々の多様性への理解の促進やお互いの人権を尊重する意識の向上を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進 (基本目標 4-施策 5 にも掲載)	障がいや国籍、性別をはじめ、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な人権理解の視点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。	子) 子ども育成部

⁴⁸ 【子ども安心ホットライン】児童相談所内に専門の相談員が常駐し、児童虐待通告を始め児童の養育相談にも応じる 24 時間 365 日対応の電話相談のこと。

⁴⁹ 【児童家庭支援センター】児童福祉法第 4 4 条の 2 に基づいて設置される、子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設。地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的に、児童福祉法により設置された福祉施設。

⁵⁰ 【オレンジリボン地域協力員】児童虐待の早期発見等を目的として、一定の研修を受講した一般市民を協力員として登録する制度。

民族・人権教育の推進 (基本目標 1-施策 1、基本目標 3-施策 1、基本目標 4-施策 5 にも掲載)	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部
多文化共生推進事業 (基本目標 2-施策 2、基本目標 4-施策 5 にも掲載)	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	総) 国際部
児童虐待防止対策支援事業 (基本目標 3-施策 3、基本目標 4-施策 1 にも掲載)	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	子) 児童相談所
DV 対策の推進	配偶者等からの暴力被害に対して、配偶者暴力相談支援センターなど相談しやすい環境や支援体制を整備するとともに、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間の集中啓発や相談窓口の周知を行います。	市) 男女共同参画室
デート DV ⁵¹ 防止講座など若年層向け予防教育	暴力を許さない社会づくりのため若年層への予防教育としてデート DV 防止講座を行います。	市) 男女共同参画室

■子育てに不安を抱える保護者等への支援

妊娠・出産時の不安軽減をはじめ、子ども・子育ての状況に応じた各種相談・支援を実施し、虐待予防の観点も踏まえ、子どもや保護者等の様々な不安や負担を軽減します。

事業・取組名	事業内容	担当部
母子保健訪問指導事業 (乳児家庭全戸訪問事業) (基本目標 2-施策 3 にも掲載)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	保) 保健所
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 (基本目標 2-施策 3 にも掲載)	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	保) 保健所
妊婦支援相談事業 (基本目標 1-施策 3、基本目標 2-施策 3 にも掲載)	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	保) 保健所
初妊婦訪問事業 (基本目標 1-施策 3、基本目標 2-施策 3 にも掲載)	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	保) 保健所

⁵¹ 【デートDV】DV (domestic violence) は配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力を意味し、高校生や大学生などの若い世代の交際において発生する同様の暴力をデートDVと呼ぶ。デートDVには配偶者間等のDVと同じように、身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、精神的暴力がある。

基本目標 2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

<現状と課題>

全国的に女性の就業率が増加しており、札幌市においても、就労する母親の増加などにより高まる保育ニーズに対応するため、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までに、保育定員を 5,000 人以上拡大するなど、待機児童の解消に努めてきました。引き続き保育定員の拡大を進めていく一方、保育を担う人材の確保も同時に進めなければなりません。また、保育の量を拡大していく中で、今後とも保育の質を担保し、安心して子どもを預けられる環境を整えていく必要があります。

就労する母親が増加し、共働き世帯が増えていく中で、今後ますます父親が子育てに関わることが重要です。平成 30 年度（2018 年度）に実施した子育て世帯へのニーズ調査の結果、平成 25 年度（2013 年度）の調査結果と比べて、子育ての主な担い手として「父母ともに」と回答する世帯が増加しており（p. 31）、子育ての担い手としての父親の意識は高まっていますが、その一方で、平日に子どもと過ごす時間では母親に比べて極めて少ないなど（p. 32）、父親の育児への関わりは十分に進んでいるとは言えません。父親の子育ての関わりを促進するためにも、育児しやすい職場環境の整備に向けて、会社への働きかけや、父親の意識をより高めるための取組が必要です。

また、子育ての悩みについては、平成 25 年度（2013 年度）の調査結果と比べて、「子育てによる身体や精神的な疲れが大きいこと」、「仕事と子育ての両立が大変なこと」など親自身の悩みが増加しています（p. 35）。平成 30 年度（2018 年度）に実施した子育て世帯と子育て支援者を対象としたグループヒアリングにおいても、理由を問わず利用できる一時保育や、病児保育の拡充を求める声が多く挙げられており、保護者の多様な預かりニーズを受け止める体制の整備が求められています。

妊娠・出産期については、各区保健センターにおいて、母子健康手帳の交付や初妊婦訪問等の機会を通じ、支援が必要な妊産婦を早期に把握し、支援することが重要です。また、ニーズ調査の結果、ワンストップで子育ての悩みに対応して欲しいというニーズが高く、母子保健や保育、障がいといった分野ごとで分断されるのではなく、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して総合的に相談・支援を提供するワンストップ拠点である「子育て世代包括支援センター」の機能を強化させていく必要があります。

加えて、ニーズ調査の結果、悩みを抱える対象者に届く確実な情報提供（p. 38）のほか、経済的支援を求める声や、子どもの健やかな育ちを支え、保護者のストレス軽減にもなりうる子連れで楽しめる場の充実が保護者のニーズとして明らかになっています。

これらを踏まえ、子育て家庭を取り巻く状況の変化により、就労の有無や状況に関わらず高まっている子育ての負担や不安に対して、社会全体としてどのように受け止め、軽減していくかが課題となっています。

基本施策 1 高まる保育ニーズへの対応

<施策の方向性>

就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査の結果によると、今後も、保育ニーズは増加することが想定されることから、第5章に掲げる「教育・保育施設の需給計画」に基づき、保育施設等の整備により保育定員の拡大を着実に図るほか、幼稚園等における一時預かりや延長保育、病児・病後児の預かりサービスの充実など、多様な保育ニーズに対応した取組を進めていきます。

併せて、保育士等の人材確保の取組を強化するとともに、幼児教育・保育の現場に勤務する職員が、安心して就業継続できる職場環境の整備にも取り組んでいきます。

<主な事業・取組>

■保育施設等の整備による定員の拡大

待機児童対策として、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業⁵²の整備や認可外保育施設からの認可保育所等への移行を促進するなど、保育定員の更なる拡大を図り、増加する保育ニーズに対応するための供給量（第5章参照）を確保します。

事業・取組名	事業内容	担当部
私立保育所整備費等補助事業	保育所の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。	子) 子育て支援部
認定こども園整備費補助事業	幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備を促進するため、必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な教育・保育環境を確保します。	子) 子育て支援部
地域型保育改修等補助事業	地域型保育事業の整備を促進するために必要な整備費を補助し、低年齢児の保育定員を拡大します。	子) 子育て支援部
認可外保育施設の認可移行支援事業	認可外保育施設からの認可保育所等への移行を促進するため、認可基準に適合するための改修費等の補助を行います。	子) 子育て支援部

■多様な保育サービスの提供

子育て家庭の多様な働き方を支援するため、休日保育、延長保育等を継続して実施するほか、幼稚園における一時預かりを実施する施設等を拡充します。併せて、病後児を一時的に預かる病院等の併設施設を増設するなど、親の緊急時に対応できるサービスの提供を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保護者の延長保育に対する需要にこたえるため、夕刻の1時間又は2時間の延長保育を実施します。	子) 子育て支援部

⁵² 【地域型保育事業】児童福祉法に基づく認可を受けた小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業をいう。

休日保育事業	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所における日曜・祝日の保育を実施します。	子) 子育て支援部
夜間保育事業	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時(一部は午後10時)までの保育を実施します。	子) 子育て支援部
幼稚園等における一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業の実施施設を増やします。	子) 子育て支援部
市立幼稚園預かり保育事業 (基本目標3-施策1にも掲載)	市立幼稚園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容を含め、園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について研究し、その成果を幼児教育施設や保護者に発信します。	教) 学校教育部
病後児デイサービス事業	病後回復期にあつて集団保育が困難な小学6年生までの児童を、一時的に保育する病院等に付設した施設数を増やすことで、子どもを生き育てやすい環境促進を図ります。	子) 子育て支援部
子育て援助活動支援 (ファミリーサポートセンター) 事業	子育ての援助を受けたい人と援助したい人による会員組織をつくり、保育園の送迎など日常的な子どもの預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」、親の緊急時や病児・病後児の預かりなどに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施し、地域における子育て家庭を支援します。また、各区の子育てインフォメーションでは、病後児デイサービスとあわせて、サービスの一元的な事前利用登録の受付を実施し、利便性の向上を図ります。	子) 子育て支援部

■ 保育人材の確保及び教育・保育の質の向上

乳幼児期における子どもに関わる職員が安心して教育・保育に携わることができるよう、保育士の就業継続と離職防止に向けた支援など、保育人材の確保を進めるほか、研修機会や指導監督等を通して教育・保育の質の向上に取り組みます。

事業・取組名	事業内容	担当部
保育士等支援事業	潜在保育士の復職や求職と求人のマッチング ⁵³ 等を行う「保育士・保育所支援センター」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行います。	子) 子育て支援部
保育人材確保緊急対策事業	就労継続の支援、潜在保育士の掘り起こし、次世代の育成といった観点で効果的かつ継続的に保育人材の確保支援を行います。	子) 子育て支援部

⁵³ 【マッチング】 組み合わせること。

認可外保育施設・企業型保育施設等への指導監査の実施	認可外保育施設に対して、運営状況の定期報告の義務付け、立入調査による施設の状況確認及び改善指導等を実施します。また、届出制の対象外施設である事業所内保育施設等に対しても児童福祉の観点から同様に立入調査（巡回指導）を実施します。	子) 子育て支援部
教育・保育の質の向上（研修実施、処遇改善への要望）	子どもの育ちを支援する者の資質・専門性のより一層の向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所等の職員を対象とした研修を教育委員会と連携して体系化し、研修の実施など必要な支援を行います。また、人員配置や職員の処遇改善など保育環境の充実に向け、国に対する要望や施設等に対する支援を行うとともに、施設等に対する運営指導の強化を図ります。	子) 子育て支援部
私立保育所等補助事業	教育・保育サービスの充実を図るため、私立保育所等に対して、保育所等に規定されている基準保育士数のほかに、保育士等を雇用する場合や研修、食物アレルギー児対応に係る様々な補助を行います。	子) 子育て支援部
家庭的保育者等研修事業	小規模保育事業所や家庭的保育事業所への従事を希望する者に対し、家庭的保育に必要な知識・技術の習得を目的とした研修を実施します。	子) 子育て支援部
幼児教育の質的向上を図るための研修の充実（基本目標3-施策1にも掲載）	大学等と連携して幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高めるための研修を実施するほか、私立幼稚園等のニーズに応じた出前講座などを実施します。	教) 学校教育部
市立幼稚園等における実践研究の推進（基本目標3-施策1にも掲載）	幼児期の質の高い教育を推進するため、市立幼稚園等において、大学や私立幼稚園と連携した実践研究に取り組みます。また、その成果について、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所等への普及・啓発を図ります。	教) 学校教育部
幼保小連携の推進（基本目標3-施策1, 基本目標4-施策2にも掲載）	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で開きます。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を充実させます。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。	教) 学校教育部 子) 子育て支援部

◆Point◆ 保育士の就業実態はどのようになっているでしょう？

近年、保育士の人材確保が難しくなっている傾向があります。平成30年度（2018年度）に実施した札幌市保育士実態調査では、回答者のうち、現在保育士として働いていると回答した割合は49.0%であり、保育士資格保有者の多くが保育士としては働いていないという結果でした（図36参照）。また、保育士資格者の退職理由としては、「結婚」（37.9%）が最も多く、次いで「サービス残業や持帰りが多い」（34.7%）、「給与等が安い」（26.4%）という回答が続いています。（図37参照）。

今後も、保育定員の拡大を進めるに当たり、保育士の確保が課題となっていますが、保育士資格を保有しているにも関わらず、現在保育士として働いていないいわゆる潜在保育士の方の再就労、そして、保育士として働いている方の就労継続に対する支援が必要とされています。

図36 保育士資格保有者の就業状況

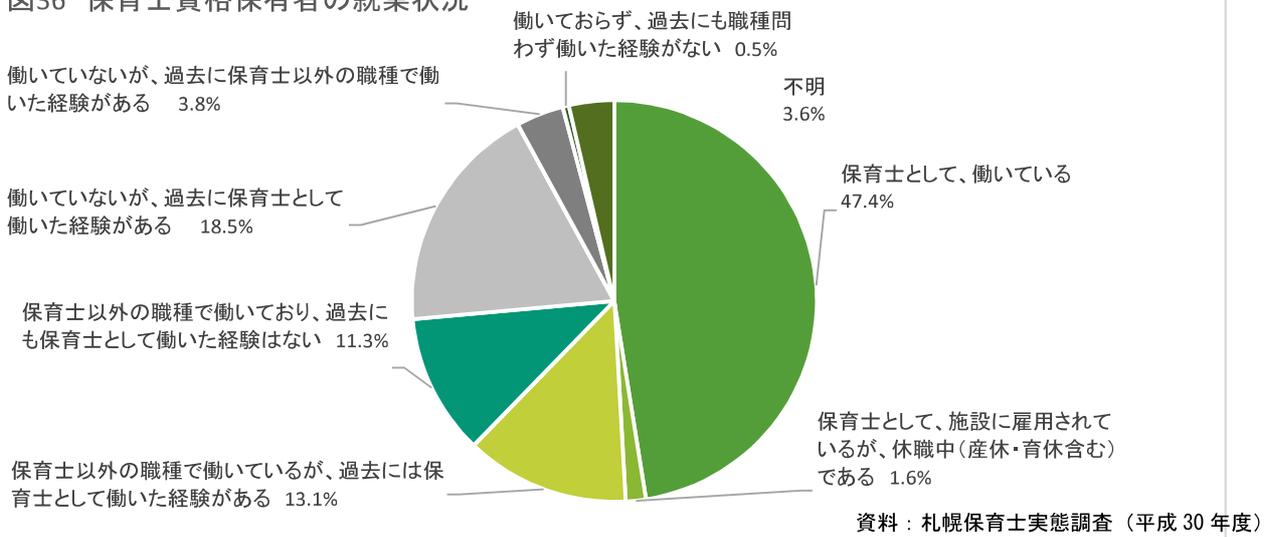
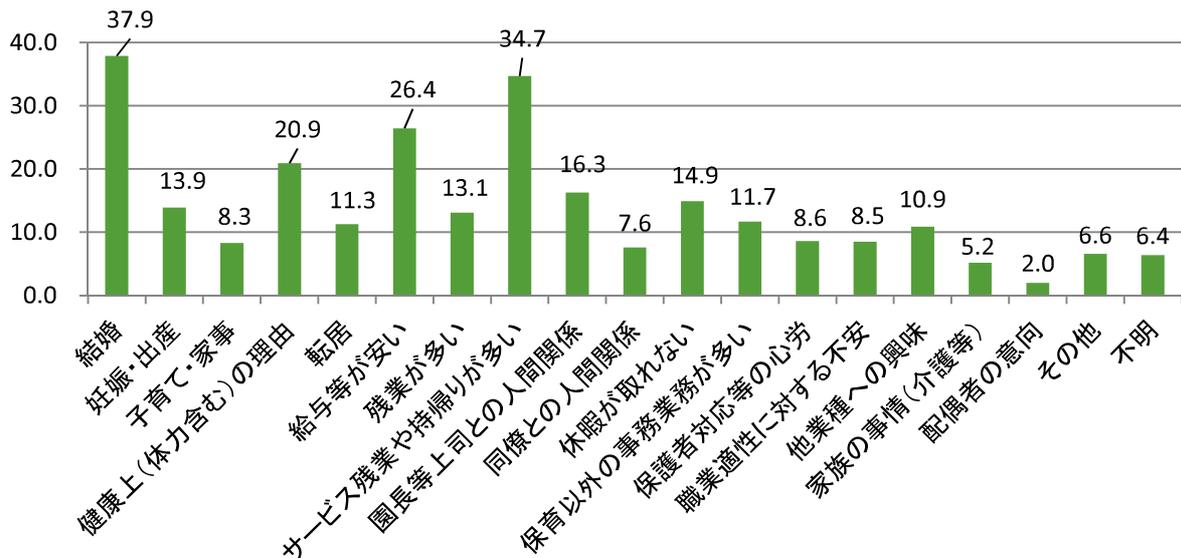


図37 保育士資格者の退職理由



基本施策2 社会全体での子育て支援の充実

＜施策の方向性＞

ニーズ調査の結果、子育てへの負担や不安を抱えている方や頼れる人がいないという方が一定数いるという現状にあって、子育てにおける心理的負担を軽減させる取組が必要です。

そのために、子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場である「子育てサロン」の取組を継続し、子育ての不安や悩みを相談できる場所としての機能強化を進めていくほか、子育て支援情報の効果的な発信、安心して暮らせる環境の充実に努めていきます。

また、夫婦で家事や育児を分担するような環境づくりのため、父親の積極的な育児参加を促す取組の推進や、仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた企業への働きかけなどを進めていきます。

★連携を検討すべき地域資源の例★

【想定する範囲】

●市区圏域を中心に、事案に応じ住民に身近な小圏域

子育て支援の様々な場面において、保護者のストレスや悩みをいち早くキャッチし、地域資源を活用し、支援につなげることが可能となります。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



＜主な事業・取組＞

■子育て家庭に対する支援の充実

ニーズ調査の結果を踏まえ、父親の子育て参加を促進するほか、「さっぽろ子育て情報サイト⁵⁴」の機能拡充など、全市・区・地域の様々な場面で子育て支援の取組を進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子育て支援総合センター事業	全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、子育て相談、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成など全市の子育て家庭を対象とした事業を実施します。	子) 子育て支援部
区保育・子育て支援センター ⁵⁵ (ちあふる) 整備・運営事業 (基本目標3-施策3にも掲載)	区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センター(ちあふる)を運営するほか、計画期間に、中央区の整備・西区の建替整備を実施します。	子) 子育て支援部

⁵⁴ 【さっぽろ子育て情報サイト】子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、妊娠から主に未就学の児童に関する情報に特化したウェブサイト。

⁵⁵ 【区保育・子育て支援センター】保育機能に加えて、子育てサロンを始めとする様々な子育て支援に関するサービスを提供する施設。愛称・ちあふる。

地域子育て支援拠点事業（子育てサロン） （基本目標 3-施策 3 にも掲載）	子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンや、児童会館や NPO などの活動拠点における常設の子育てサロンの運営を支援します。	子) 子育て支援部
地域子育て支援事業（情報発信等）	さっぽろ子育て情報サイトやアプリのコンテンツ機能の充実を図り、子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、積極的な情報発信を行います。	子) 子育て支援部
父親による子育て推進事業	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育て参加に関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を行います。	子) 子育て支援部
さっぽろ親子絵本ふれあい事業	乳幼児が絵本にふれることの大切さを子育て家庭に伝えるとともに、絵本を通じて親と子がふれあうひとときをもつきっかけを作ることを目的に10か月健診で行っている絵本の読み聞かせ及び絵本の配布を行います。	子) 子育て支援部
保育ニーズコーディネート事業	各区役所（健康・子ども課）に配置された保育コーディネーター ⁵⁶ が多様な保育サービスの情報提供・相談等を行います。	子) 子育て支援部
家庭教育支援の充実 （基本目標 3-施策 1 にも掲載）	園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいように工夫して「親育ち応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。	教) 生涯学習部
幼児期の教育に関する保護者等への支援	市立幼稚園等において、幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。	教) 学校教育部

■子育て家庭が安心して暮らしやすい環境の充実

育児不安や子どもの障がい、さらには言語の問題等、育児に悩み、不安を抱える保護者が、安心して相談ができ、暮らせる環境づくりを進めるため、各区役所や地域における相談機能を拡充します。加えて、子育てに適した生活空間の整備を図るため、引き続き、子育て支援世帯を対象とした住宅提供を図ります。

⁵⁶ 【保育コーディネーター】家庭のニーズに合った保育サービスの紹介や利用方法の情報提供など、保育サービスに関する利用支援をきめ細やかに行うコーディネーター。

事業・取組名	事業内容	担当部
各区子育て世代包括支援センター機能の強化 (基本目標 1-施策 3、基本目標 2-施策 3、基本目標 4-施策 1 にも掲載)	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員 ⁵⁷ を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	保) 保健所
各区子ども家庭総合支援拠点の設置 (基本目標 1-施策 4、基本目標 4-施策 1 にも掲載)	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	子) 児童相談所
児童家庭支援センター運営事業 (基本目標 3-施策 3 にも掲載)	子育てに関する相談をはじめ、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	子) 児童相談所
サポートファイルさっぽろ	お子さん本人、保護者、関係機関が情報を共有して連携し、ライフステージに応じて一貫した支援がされるよう、本人の特徴や生育歴等を記録する札幌市版個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」の活用を推進します。	保) 障がい保健福祉部
多文化共生推進事業 (基本目標 1-施策 4、基本目標 4-施策 5 にも掲載)	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	総) 国際部
消費者行政活性化事業	子育てサロンなどにおいて製品事故防止講座や絵本読み聞かせを実施し、子どもとその保護者を対象とした消費者教育の推進を図ります。	市) 市民生活部
子育て支援住宅の供給	小学校就学前の子がいる世帯を対象に子育て支援住宅 ⁵⁸ （東雁来団地）の入居者を募集します。	都) 市街地整備部

⁵⁷ 【母子保健相談員】各区子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦に対し継続的な状況把握及び総合相談支援を行う保健師等専門職による相談員。

⁵⁸ 【子育て支援住宅】小学校就学前の子どもがいる世帯を対象とした市営住宅。同居している最年少の子どもが中学校を卒業する年度末までの期限付き入居。その他、市営住宅の申込資格を満たしていることが必要。

■ワーク・ライフ・バランスの推進

就労する女性が増加する中、男女とも働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、育児休業等の取得者が生じた場合の認証企業に対する助成メニューを拡充するほか、子育て中の女性など再就職に不安や悩みを持っている方の就職支援を継続して行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
男女が共に活躍できる職場づくり応援事業	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を「札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業」として認証します。また、企業向けセミナーの開催や推進アドバイザーの派遣などにより、企業の取組を支援します。	市) 男女共同参画室
育児休業等取得助成事業	企業に対する育児休業等の助成事業として、新たに男性の育児休業取得者や、看護休暇等の取得への助成を行うなど、働きやすい職場環境整備のための支援を行います。	子) 子ども育成部
さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業	女性が働きやすい環境づくりに係る課題の解決に向け、官民が連携し、立場の異なる多様な市民が参加するフォーラムを開催するなど、社会の意識醸成に取り組めます。	市) 男女共同参画室
女性活躍に向けた働き方改革サポート事業	企業向けに女性が活躍しやすい環境整備に関するセミナーを開催するとともに、働き方改革事例集を作成し、企業へ波及・浸透させることで女性が働きやすい環境づくりを支援します。	経) 雇用推進部
女性の多様な働き方支援窓口運営事業	子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を行います。	経) 雇用推進部
テレワーク ⁵⁹ ・業務管理システム普及促進事業	市内中小企業等を対象に、テレワーク導入や業務管理システム導入への補助を実施し、従業員のワーク・ライフ・バランスの向上を目指します。	経) 雇用推進部

⁵⁹ 【テレワーク】情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。[tele=離れた所]と[work=働く]をあわせた造語。

基本施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

<施策の方向性>

子どもを安心して生み、育てるためには、妊娠期から出産・育児までの切れ目のない支援が重要です。各区保健センターは、妊娠届出時の母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等で、母子と接し、子どもの成長や発達を確認できる身近な相談支援拠点と位置付けられることから、今後も保健、医療、福祉の連携を進め、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」としての機能を強化させていくことが必要です。

とりわけ、若年や経済的問題、心身の不調を抱えている妊婦については、医療機関などの関係機関や地域との連携により、早期に把握し、支援を開始できるよう相談支援体制の充実を図ることが重要です。

さらに、将来子どもを生み育てる世代の思春期の子どもたちに対し、豊かな親性の醸成を図るため、正しい知識の普及啓発を進めます。

★連携を検討すべき地域資源の例★

【想定する範囲】

●市区圏域を中心に、事案に応じ住民に身近な小圏域

虐待死の多くは乳児期（0歳児）であり、望まない妊娠や若年妊婦などリスクを抱えた妊娠の結果であることが多いため、リスクを有している妊婦を早期に把握し継続的に支援することが必要です。そのため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や地域資源の連携が極めて重要になります。



<主な事業・取組>

■安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

安心して子どもを生み育てることができるよう、また、児童虐待を未然に防ぐことができるよう、妊娠期から出産・育児まで一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。また、不妊・不育に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
各区子育て世代包括支援センター機能の強化 (基本目標1-施策3、基本目標2-施策2、基本目標4-施策1にも掲載)	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	保) 保健所

妊婦一般健康診査	安全な出産のため、妊婦健康診査 14 回分の費用を一部助成します。	保) 保健所
妊婦支援相談事業 (基本目標 1-施策 3、基本目標 1-施策 4 にも掲載)	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	保) 保健所
初妊婦訪問事業 (基本目標 1-施策 3、基本目標 1-施策 4 にも掲載)	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	保) 保健所
産後ケア事業 (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行います。	保) 保健所
母子保健訪問指導事業 (乳児家庭全戸訪問事業) (基本目標 1-施策 4 にも掲載)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	保) 保健所
保健と医療が連携した 育児支援ネットワーク 事業 (基本目標 1-施策 4 にも掲載)	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	保) 保健所
不妊治療支援事業	医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の費用の一部を助成します。また、専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。	保) 保健所
不育症治療費助成事業	妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成します。	保) 保健所
産婦人科救急コーディネート事業	市民からの夜間・早朝の産婦人科に関する相談を助産師等が受け付け、救急対応の必要性についての助言を行うとともに、高次の産婦人科医療が必要な場合には受診調整を行い、迅速かつ確実に受入先病院を決定します。	保) 保健所

■ 健やかな子どもの成長・思春期の健康づくりへの支援

乳幼児健診の実施や関係機関との連携などにより、発達に心配のある子どもや病気が気になる子どもを早期に発見するとともに支援体制の強化を図るほか、発達段階に応じた食育を推進します。また、次代を担う若い世代に正しい知識を普及し、自分自身と交際相手・パートナーの心と体を大切にする思春期保健の推進を図り、豊かな親性の醸成に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
母子関連マスキリーニング ⁶⁰ 事業	母子の病気の早期発見・治療により、心身障がいの発生を防止することを目的として、妊婦を対象とした「妊婦甲状腺機能検査」、新生児を対象とした「新生児マスキリーニング」、生後1か月児を対象とした「胆道閉鎖症検査」を実施します。	保) 衛生研究所
乳幼児健康診査 (基本目標1-施策3にも掲載)	区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。	保) 保健所
5歳児健康診査、発達相談	3歳児健診以降保育園や幼稚園等の集団生活の経験により顕在化する発達障がいを発見し、早期支援を開始するため、5歳児を対象とした健康診査及び発達相談を実施し、子どもの健やかな発育発達を支援します。	保) 保健所
赤ちゃんのみみのきこえ支援事業	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関における新生児聴覚検査の一部公費負担を導入することにより経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークを構築します。	保) 保健所
おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業	1歳~2歳の小児に対するおたふくかぜワクチン予防接種の費用を助成します。	保) 保健所
思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行い豊かな親性の醸成を図ります。	保) 保健所
若者の性に関する知識の普及啓発事業	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備します。	保) 保健所
思春期特定相談事業	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安など心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保) 精神保健福祉センター
食育推進事業	札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」及び「札幌市食育推進計画」に基づき、市民や企業、関係団体等と連携し、野菜摂取などの取組を通して、健康寿命の延伸に向けた食育推進事業を実施します。	保) 保健所
食に関する指導の推進	地産地消や「さっぽろ学校給食フードリサイクル」の取組を生かしながら、給食時間及び教科等を通じて、食に関する指導を効果的に行います。また、食育に関する家庭への啓発を実施します。	教) 生涯学習部

⁶⁰ 【マスキリーニング】健康な人も含めた集団から、先天性の病気などを早期発見・早期治療することで、障がいの原因となる病気の発症を未然に防ぐ目的で行う検査。

基本施策4 経済的支援の充実

<施策の方向性>

ニーズ調査の結果、子育ての負担や不安を要因として、保育所や幼稚園にかかる費用や医療費の負担軽減といった経済的な支援の充実を求める声が多数寄せられています。令和元年(2019年)10月からは、国による幼児教育・保育の無償化⁶¹制度が始まったほか、市では医療費助成制度の拡充をはじめ、様々な経済的支援メニューがあることから、市民にこれらを分かりやすく提示することで、ニーズに応えていきます。

具体的な事業・取組としては、国による幼児教育・保育の無償化の対象外となっている3歳未満の児童について、引き続き保育料軽減措置を実施するほか、市の取組として子ども医療費助成の拡充や奨学金の年間支給決定者数の拡大等を通して、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども医療費助成の拡充	子育て支援環境の充実を図るため「通院」の助成対象について、令和3年度までに、新たに小学校6年生までを対象に加えます。	保) 保険医療部
子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減	子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等の利用者負担額を国が政令で定める額より低額に設定することにより、子育て家庭の負担軽減を図ります。	子) 子育て支援部
3歳未満児の第2子の保育料無料化事業	最も保育料の高い3歳未満の児童を対象として、第2子の保育料を無料化し、子育て世代の経済的負担を軽減します。	子) 子育て支援部
児童手当の支給	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。	子) 子育て支援部
児童扶養手当の支給 (基本目標4-施策4にも掲載)	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子) 子育て支援部
札幌市奨学金支給事業	意欲や能力があるにも関わらず、経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金の支給決定者数を拡大します。	教) 学校教育部
札幌市特別奨学金の支給	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給します。	子) 子育て支援部

⁶¹ 【幼児教育・保育の無償化】令和元年(2019年)10月から開始された、3~5歳児クラス及び住民税非課税世帯の0~2歳児クラスの幼稚園、保育所・認定こども園等の利用料が無償になる制度。

就学援助	経済的理由により就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費など学校教育に係る費用の一部を助成します。	教) 学校教育部
実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対し、保育所や幼稚園等に支払う給食費や教材費等の費用について、実費徴収額の一部を補助します。	子) 子育て支援部
助産施設における助産の実施	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦から申込みがあった場合に、助産施設においてその妊産婦に対する助産を実施します。	子) 子育て支援部
私学助成	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の入園料・保育料の一部を助成するほか、私立学校教育の振興を図るため、私立の幼稚園・小中学校・高等学校に対して教材教具の購入費等に係る経費の補助を行います。	子) 子ども育成部 子) 子育て支援部
小・中学生の遠距離通学に係る定期料金の助成	通学区域設定等の関係からやむを得ずバス等の公共交通機関を利用して小・中学校へ通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。	教) 学校教育部
高等学校等生徒の通学に係る交通費の助成	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校等に通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。	教) 学校教育部
市営交通における同伴幼児の無料人数拡大	子育て世帯が市営交通を利用する機会を増やすとともに、子育てしやすい環境づくりに寄与するため、保護者1人につき無料で乗車できる幼児の人数を増やす見直しを行い、令和2年度(2020年度)中に実施します。	交) 事業管理部